

## 特集

# 2022年4月から実施される 年金制度改正について

2020年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）が成立し、6月5日に公布されました。この制度改正の趣旨は、より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化するなかで、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずることにあります。

改正項目は大きく、(1) 被用者保険の適用拡大、(2) 在職中の年金受給の在り方の見直し、(3) 受給開始時期の選択肢の拡大、(4) 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等、(5) その他、の5つが挙げられています。そのなかで「老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ」、「老齢年金の繰上げ減額率の見直し」、「65歳未満の在職老齢年金制度の見直し」、「加給年金の支給停止規定の見直し」、「在職定時改定制度の導入」、「年金手帳の廃止と基礎年金番号通知書の発行」が2022年4月から実施されています。

## 2022年4月1日から実施されている改正内容

### ●老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ

老齢年金を66歳以後に繰下げ受給する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。繰下げの上限年齢が従来の70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで選択できるようになりました。65歳から75歳に繰下げて受給することを選択すると、年金額は65歳時の年金額の184%となります（満額で777,800円が1,431,152円）。増額率は1952年4月1日以降生まれの人が対象となります。詳しくは「年金広報」2021年4月号（Vol.97）「解説」をご覧ください。

➔ [https://www.npo-nenkin.jp/web\\_koho/source/vol97\\_kaisetsu.pdf](https://www.npo-nenkin.jp/web_koho/source/vol97_kaisetsu.pdf)

### ●老齢年金の繰上げ減額率の見直し

老齢年金を65歳前に繰上げ受給する場合、繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額されます。2022年4月から、1962年4月2日以降生まれの人を対象に、この減額率は1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。1962年4月1日以前生まれの人については、従来の減額率0.5%から変更はありません（次頁・表1）。

### ●65歳未満の在職老齢年金制度の見直し

2022年3月以前の65歳未満の人の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。2022年4月以降は65歳以上の人と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

<表1> 繰上げ受給するときの減額率 (上段：1962.4.2以降生まれの人、下段：1962.4.1以前生まれの人) (%)

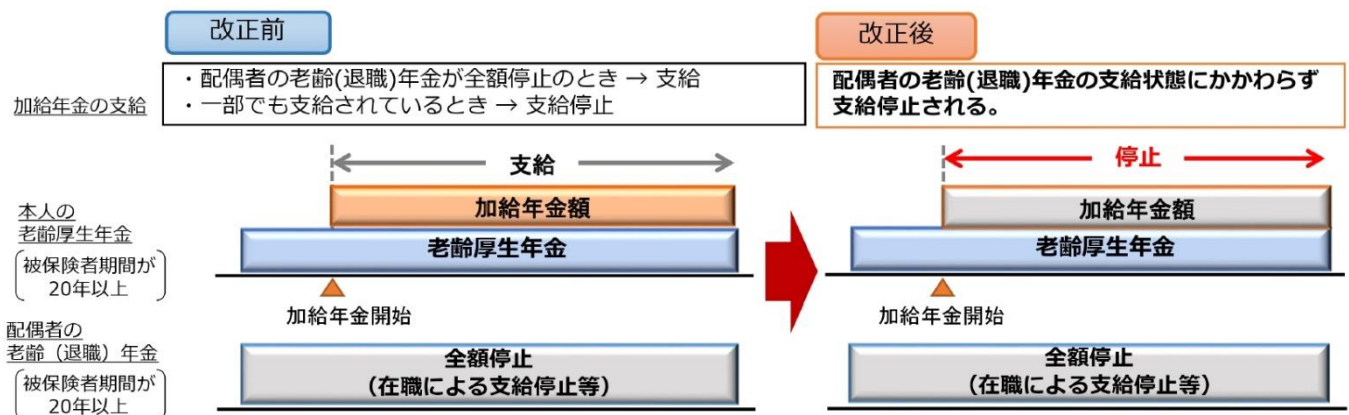
請求時の年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	24.0	23.6	23.2	22.8	22.4	22.0	21.6	21.2	20.8	20.4	20.0	19.6
	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5
61歳	19.2	18.8	18.4	18.0	17.6	17.2	16.8	16.4	16.0	15.6	15.2	14.8
	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5
62歳	14.4	14.0	13.6	13.2	12.8	12.4	12.0	11.6	11.2	10.8	10.4	10.0
	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
63歳	9.6	9.2	8.8	8.4	8.0	7.6	7.2	6.8	6.4	6.0	5.6	5.2
	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5
64歳	4.8	4.4	4.0	3.6	3.2	2.8	2.4	2.0	1.6	1.2	0.8	0.4
	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5

●加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人に、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で生計を維持している配偶者または子がいるとき、本人の年金に加算されます。生計を維持している配偶者に老齢や退職、障害を支給事由とする給付を受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されますが、2022年3月以前は配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には、加給年金が支給されることとなっていました。

そこで2022年4月以降は、配偶者の老齢または退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合にも、これらを受け取る権利がある場合は、加給年金は支給停止されることになりました（図1）。

<図1> 加給年金の支給停止規定の見直し

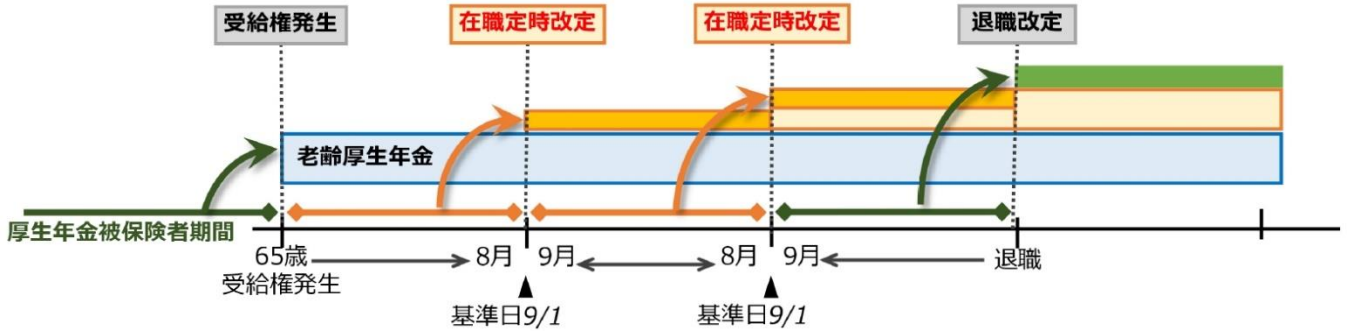


## ●在職定時改定制度の導入

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、2022年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時や70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。

年金を受給しながら働く人の経済基盤の充実を図る観点から、2022年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました（図2）。

<図2> 在職定時改定制度



## ●年金手帳の廃止と基礎年金番号通知書の発行

2022年4月1日以降に国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する人には、「年金手帳」に替えて「基礎年金番号通知書」を発行します。年金手帳を持っている人には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。2022年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号を確認するための書類として利用できます。なお、年金手帳の紛失等により2022年4月1日以降に再発行を希望する場合は、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」の再交付を申請することができます。年金に関する照会や申請には、マイナンバーも利用できます。